

緊急小口資金（災害時特例貸付）のご案内

令和6年能登半島地震により被災した地域から、岩手県内へ避難した世帯に対する貸付です。
（すでに他の都道府県社会福祉協議会から今回の「緊急小口資金（災害時特例貸付）」を受けている世帯は対象外となります。）

申請窓口

避難先の市町村の社会福祉協議会

貸付内容

- 対象世帯 令和6年能登半島地震で被災し岩手県に避難している世帯で、当座の生活費を必要とする世帯
※ 岩手県に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる方。
- 貸付限度額 10万円以内 ※一世帯につき1回限り
※貸付限度額の上限について、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内。
 - ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
 - ②世帯員に要介護者がいるとき。
 - ③世帯員が4人以上いるとき。
 - ④①～③に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる場合
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 利率 無利子（※期限内に返済できない場合、残元金に対し年3%の延滞利子が生じます）

貸付金交付

- 原則として借入申込者が指定する金融機関口座に送金
（金融機関口座が使用できない状況の方はご相談ください）

申請に必要な書類

- 本人確認できる書類（住民票、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- 被災した事実を確認できる書類等（申請時に用意できない場合等、ご相談ください）
- ※ 世帯状況等の確認のため、必要に応じ上記以外の書類を確認することがあります。
- ※ 返済は口座引落となり、可能な場合には借入申込時に手続きをお願いします。

●問合せ先●

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3
TEL 019-637-4495、019-601-7063